

特別養護老人ホーム

たちばな園



たちばな園東南側広場からの眺望

社会福祉法人 杏 南 会

〒519-4325

三重県熊野市有馬町字中曾 3466 番 1

TEL 0597-89-5565 FAX 0597-89-5779

E-mail tachibanaen@za.ztv.ne.jp

tachibana@za.ztv.ne.jp

kyonankai@za.ztv.ne.jp

施設の概要

たちばな園は、熊野市有馬町、金山町の境界に位置し、周囲は海と山の眺望、散策を楽しめる広場など、自然を満喫できる環境にある高齢者の方々の生活を考慮した平屋建ての特別養護老人ホームです。

年々増加する寝たきり及び認知症の方、または脳血管障害で身体不自由となった方など、介護保険法に基づく要介護に認定された方をお迎えしてお世話をさせていただいています。

介護・看護・リハビリテーションはもちろんのこと、ボランティア等の協力も得て、職員や地域の人々との温かい人間関係の中で、希望に満ちた生活を送ることができるよう援助いたします。

事業主体に関するここと

キヨウナンカイ

事業主体名 社会福祉法人 杏 南 会

役員 理事 6 名 監事 2 名

評議員 評議員 7 名

所 在 地 〒519-4325 三重県熊野市有馬町字中曾 3466 番 1

代表者氏名 理事長 喜田 育男

主な事業 介護老人福祉施設事業（定員 60 名）

「指定介護老人福祉施設」とは、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供する施設です。

短期入所生活介護事業（定員 20 名）

「短期入所生活介護事業所」とは、利用者の心身の状況により、若しくは家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由、または家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るため一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象に、指定短期入所生活介護サービスを提供する施設です。

事業所番号 2471100012

施設等に関するごと

施設名 特別養護老人ホームたちばな園（昭和57年10月1日開園）
 (短期入所20床利用開始 平成8年1月1日、短期入所10床利用開始
 平成17年1月1日、短期入所10床特養に転換 平成26年4月1日
 短期入所19床に変更 平成28年4月1日、短期入所20床に変更
 令和3年4月1日)

管理者 喜田 育男

所在地 〒519-4325 三重県熊野市有馬町字中曾 3466番1

敷地の面積 17, 486.87 m²

建物の概要 鉄筋コンクリート造平屋建て・全館冷暖房完備・床面積2, 551.12 m²

居室の概要 本館1人部屋2室（多床室扱い） 本館2人部屋2室（多床室）
 本館4人部屋11室（多床室） 新館2人部屋10室（多床室）
 別館1人部屋10室（従来型個室）

職員体制（令和7年4月1日現在）

職種	職員数	備考
施設長	1人	
事務員	2人	
生活相談員	1人	介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	2人	うち1人生活相談員と兼務、うち1人看護職員と兼務
介護職員	30人	うち3人パート
介護補助職員	3人	パート
看護職員	4人	うち1人機能訓練指導員と兼務、うち1人介護支援専門と兼務 うち1人パート
機能訓練指導員	1人	看護職員と兼務
栄養士	1人	パート
雜務職員	1人	アルバイト
用務員	5人	アルバイト
運搬雜務職員	1人	アルバイト
宿直員	3人	

委託契約職員

職種	委託職員数	備考
嘱託医	1人	

介護福祉士 21名 介護支援専門員 4名 認知症介護指導者 1名
認知症介護実践者 4名 認知症介護実践リーダー 3名 認知症ケア専門士 3名

夜間勤務体制 介護職員 3名 管理宿直 1名

調理業務委託先 (株)魚国総本社 労務委託 (食材は園で調達)

提供するサービスに関するここと

食事、家事等 【食事】 1日3食 朝食 7時30分～
昼食 11時30分～
夕食 17時15分～

【家事】洗濯、居室清掃、ベットメイキング、ゴミ出し等毎日実施します。

【その他】買物代行、官公庁手続、郵便物、宅配便取次ぎ、銀行等への入出金の代行等。

介護 食事介助、排泄介助、おむつ交換、入浴介助（一般入浴・特殊浴槽入浴・シャワー浴）、清拭、身辺介助（居室からの移動、衣類の着脱等）。

健康管理 【診察】嘱託医が毎週木曜日診察を行います。
【健康相談】看護職員が行います。
【機能訓練】機能訓練指導員（看護職員兼務）が行います。
残存機能維持・拘縮予防等のため、利用者の身体状況に応じて機能訓練を行います。
【栄養相談】管理栄養士が行います。
低栄養状態の予防・改善のため、利用者（長期）の摂取状況から「栄養ケア計画」を作成いたします。これらの計画については、利用者又はご家族様に確認をお願いし、同意していただきます。

入退所等に関するここと

入所の条件等

長期入所 原則要介護3以上と認定された方が入所できます。（介護保険被保険者証をご確認下さい。）ただし、特例として、要介護1・2の方でも、やむをえない事由により在宅での生活が困難な状況にあると入所検討委員会で判定されれば、新規入所が認められる場合があります。
入所の場合には、「重要事項説明書」を確認の後、入所契約書を取り交わしていただきます。なお、当施設は医療機関ではありませんので、医療行

為の必要な方、入院治療等の必要な方、精神病や著しい性格異常の方、伝染病等の方は入所できません。入所後の病気やけがの治療は病院等で受けさせていただくことになり、医療費は入所者の負担となります。入退院時の付添い移送はしますが、入院中の付添いはしません。入院した場合概ね3か月以内に退院すれば、退院後も再び入所できますが、入院が90日以上となった場合は、契約は解除されます。また、90日以上の入院が見込まれる場合においても契約は解除されますが、入院後概ね3か月以内に退院すれば、退院後も再び施設に優先的に入所できるよう努めます。

短期入所	要介護1～5と認定された方が利用できます。（介護保険被保険者証をご確認下さい。） 利用される場合は、「重要事項説明書」を確認の後、入所契約書を取り交わしていただきます。なお、当施設は医療機関ではありませんので、医療行為の必要な方、入院治療等の必要な方、精神病や著しい性格異常の方、伝染病等の方は利用できません。利用中の病気やけがの治療は病院等で受けさせていただくことになり、医療費は利用者の負担となり、入院された場合は退所となります。
施設利用申込	長期入所の申込みは、たちばな園へ直接申し込むか、指定居宅介護支援事業者に申し込んでください。 短期入所の申込みは、指定居宅介護支援事業者に申し込んでください。
入所時の提示	介護保険被保険者証、健康保険証、健康手帳、老人医療受給者証、障害者手帳、印鑑（本人及び家族両方）
入所時の預り	介護保険被保険者証、健康保険証、健康手帳、老人医療受給者証、障害者手帳
持ち込み物	次の物以外は、原則として持ち込みできません。（長期入所・短期入所共）衣類、歯ブラシ、ポリデント、洗面タオル、バスタオル、楽のみ、はき物、ティッシュペーパー、タオルケット、毛布（上記以外の物につきましては、ご相談ください。）
居室の決定方法	本人の希望と部屋の空き状況等により決定します。ただし、ご本人の心身の状態、状況等により居室を決定または変更する場合があります。
日常生活	日常生活は、心身の状態に合わせて必要な全ての援護が、職員によって行われ、変化に富んだ食事、入浴、排泄等もそれぞれの入所者に合わせ

て行われており、食べやすい調理、入浴介助、排泄介助が並行して行われております。

生きがいのある生活を営んでいただけるよう、月間行事、年間行事、諸活動と数多くのレクレーションが組まれ、楽しい生活ができるよう配慮されております。

健康管理については、個々の入所者の心身の状態、症状に応じて、嘱託医師、看護職員等による健康管理が適切に行われており、相談員、介護職員、栄養士等他の職員に伝達され、さまざまな生活プログラムの中で各職種が連携しつつ、一貫した対応をいたしております。

衛生管理については、食品衛生はもとより、入所者の身体を清潔に保つとともに、入浴、寝具についても衛生管理を徹底いたしております。

協力医療機関 紀南病院 畠中歯科医院

契約の解除 次の場合は、契約を解除します。

- ① 契約締結時に虚偽の申告をし、不正に入所したとき。
- ② 自己負担金、食事代等を2か月以上遅延したとき。
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により他の入所者、職員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行ったとき。
- ④ 病院又は診療所に連続して90日以上入院した場合。
- ⑤ 病院又は診療所に90日以上の入院が見込まれる場合。
- ⑥ 介護老人福祉施設に入所又は介護療養型医療施設に入院した場合。

※ 入所者の方が契約を解約しようとするときは、7日以上の予告期間が必要です。

介護サービス利用料（長期入所）

多床室及び従来型個室を利用される場合

要介護 1	日額 5,890 円	利用者負担日額 589 円
要介護 2	日額 6,590 円	利用者負担日額 659 円
要介護 3	日額 7,320 円	利用者負担日額 732 円
要介護 4	日額 8,020 円	利用者負担日額 802 円
要介護 5	日額 8,710 円	利用者負担日額 871 円

次の加算を算定いたします。

- ・夜間勤務職員配置加算

夜勤時間帯において、月毎の1日平均夜勤職員数が、夜勤職員配置基準数に加えて常勤換算1人以上に相当する配置。

1日 130円

- ・看護体制加算 I

看護職員において常勤の看護師を 1 人以上配置。

1 日 40 円

・看護体制加算 II

看護職員配置基準数に加えて常勤換算 1 人以上の看護職員を配置し、病院等との連携により、24 時間連絡体制を確保。

1 日 80 円

・日常生活継続支援加算

算定前 6 月間又は 12 月間において、新規の入所者総数における要介護 4 又は 5 の者の割合が 70% 以上。又は日常生活自立度 III 以上の者の割合が 65% 以上。算定前 3 月間において、介護職員のうち介護福祉士が常勤換算 10 人以上。

1 日 360 円

・介護職員等処遇改善加算

1 か月の介護サービス利用料金総額の 14.0%

各種条件に該当する場合は、次の加算を算定いたします。

・初期加算

新規入所された場合

1 日 300 円（最大 30 日間算定）

・外泊・入院加算

外泊、入院された場合

1 日 2,460 円（最大 12 日間算定）

・再入所時栄養連携加算

医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食新規導入等、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合

1 回 4,000 円（再入所時 1 回のみの算定）

・若年性認知症入所者受入加算

医師により若年性認知症と診断された場合

1 日 1,200 円

・退所前連携加算

入所期間が 1 月を超える入所者の退所時に、指定居宅介護支援事業者に対して、サービスに必要な情報を提供し、サービスの利用に関する調整を行った場合

1 か月 5,000 円（入所者 1 人につき 1 回を限度として算定が可）

・退所時情報提供加算

入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、入所者の情報を提供した上で、入所者の紹介を行った場合

1 か月 2,500 円（入所者 1 人につき 1 回に限り算定が可）

・看取り介護加算

看取り介護を行った場合

他界された日以前 31 日以上 45 日以下については 1 日につき 720 円

他界された日以前 4 日以上 30 日以下については 1 日につき 1,440 円

他界された日の前日及び前々日については 1 日につき 6,800 円

他界された日については 1 日につき 12,800 円

・安全衛生対策加算

事故の発生又は再発を防止するための措置を講じている場合

1か月 200 円（入所時に 1 回のみ算定が可）

・排泄支援加算

排泄障害等により排泄介護を要し、多職種が協働して支援計画を作成し、
その計画に基づき支援した場合

1か月 100 円

排尿・排便のどちらか一方が改善又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合

1か月 150 円

両方が改善した場合

1か月 200 円

・科学的介護推進体制加算

入所者ごとの心身の状況などの情報を厚生労働省にデータを提出してフィード

バックを受け、その結果を踏まえてケア内容の見直し等を行った場合

1か月 500 円

・褥瘡マネジメント加算 I

褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理
した場合

1か月 30 円（加算 I と II の併算不可）

・褥瘡マネジメント加算 II

施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、
褥瘡の発生がない場合

1か月 130 円（加算 I と II の併算不可）

・栄養管理基準減算

栄養ケアマネジメントが未実施の場合

1日 △140 円

以上の加算を前頁の介護サービス利用料金に加えた額の 1 割が利用者の負担となります。ただし、介護保険者（紀南介護保険広域連合等）発行の負担割合証に 2 割又は 3 割負担とある場合には、1 割ではなく、2 割又は 3 割負担となります。

介護サービス利用料・利用期間等（短期入所）

要介護 1	日額 6,030 円	利用者負担日額 603 円
要介護 2	日額 6,720 円	利用者負担日額 672 円
要介護 3	日額 7,450 円	利用者負担日額 745 円
要介護 4	日額 8,150 円	利用者負担日額 815 円
要介護 5	日額 8,840 円	利用者負担日額 884 円

次の加算を算定いたします。

- ・夜間勤務職員配置加算

夜勤時間帯において、月毎の 1 日平均夜勤職員数が、夜勤職員配置基準数に加えて常勤換算 1 人以上に相当する配置。

1 日 130 円

- ・サービス提供体制強化加算

介護職員における介護福祉士の占める割合が 60%以上の場合

1 日 180 円

- ・介護職員等処遇改善加算

1 か月の介護サービス利用料金総額の 14.0%

各種条件に該当する場合は、次の加算を算定いたします。

- ・送迎加算

入退所に際して、送迎を行った場合

1 回 1,840 円

- ・療養食加算

医師の指示箋に基づく療養食を提供する必要のある場合

1 食 80 円

- ・若年性認知症入所者受入加算

医師により若年性認知症と診断された場合

1 日 1,200 円

- ・認知症行動・心理症状緊急受入加算

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急にショートステイを利用すべきと判断した場合

1 日 2,000 円

- ・緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画的に行うとなっていない状態で緊急に受け入れた場合

1 日 900 円

- ・継続利用減算

連続して 30 日を超えて利用された場合

1 日 300 円（減算）

以上の加算を前頁の介護サービス利用料金に加えた額の 1 割が利用者の負担となります。ただし、介護保険者（紀南介護保険広域連合等）発行の負担割合証に 2 割又は 3 割負担とある場合には、1 割ではなく、2 割又は 3 割負担となります。

介護度別「区分支給限度額」と「1割負担、または2割負担で利用可能な日数」

介護度	区分支給限度額	利用可能日数	1日の単位数
要介護1	16,765単位／月	27日／月	616
要介護2	19,705単位／月	28日／月	685
要介護3	27,048単位／月	30日／月	758
要介護4	30,938単位／月	30日／月	828
要介護5	36,217単位／月	30日／月	897

※1 上記の表は、短期入所サービスだけを利用する場合にあてはまるものです。短期入所サービス以外のサービスを利用した場合は、前記の表の利用可能日数を利用できないことがあります。

※2 送迎を利用されると、前記の支給限度額より差し引かれます。(送迎1回184単位)

※3 要介護3～5については、計算上30日間を超える日数の利用ができますが、連続30日間を超えて介護報酬は算定できないという制限があるため、1か月につき最高30日しか利用できません。

介護サービス利用料の改定（長期入所・短期入所）

介護給付費体系の変更があった場合、変更になります。(3年に一度見直しされる予定)

利用者負担軽減制度について

対象者の要件 市町村民税世帯非課税者であって、定められた要件の全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして、市町村が認めた方。(市町村にご相談ください。)

減額割合 減額割合は1／4（利用者負担第1段階の方は1／2）を原則とする。

実費負担となるもの

居住費・食費（長期利用者）

	(多床室居住費)	(従来型個室居住費)	(食費)
利用者第1段階	日額0円	日額380円	日額300円
利用者第2段階	日額430円	日額480円	日額390円
利用者第3段階①	日額430円	日額880円	日額650円
利用者第3段階②	日額430円	日額880円	日額1,360円
利用者第4段階	日額915円	日額1,231円	日額1,445円

※上記の段階は紀南介護保険広域連合会等の行政機関で決定され通知されます。

※利用者が外泊・入院等で居室を開けておく場合は、第1段階から第3段階の利用者は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目から別途料金(多床室を利用されていた方1日915円、従来型個室を利用されていた方1日1,231円)が発生いたします。ただし、入院期間中、空床の1床を短期入所生活介護に活用することに同意していただく場合は、その活用された期間のみ別途料金を支払う必要はありません。

居住費・食費（短期利用者）

	(多床室居住費)	(従来型個室居住費)	(食費)
利用者第1段階	日額0円	日額380円	日額300円
利用者第2段階	日額430円	日額480円	日額600円
利用者第3段階①	日額430円	日額880円	日額1,000円
利用者第3段階②	日額430円	日額880円	日額1,300円
利用者第4段階	日額915円	日額1,231円	日額1,445円

※食費は、基本として朝食305円、昼食570円、夕食570円で計算いたしますので、上記の段階別日額に満たない場合は、その額となります。

※上記の段階は紀南介護保険広域連合会等の行政機関で決定され通知されます。

介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービス（短期）

特別な食事費	実費（短期・長期共 希望する場合）
理美容費	カット1,800円、パーマ3,000円（短期・長期共 希望する場合）
日用品費	実費（短期・長期共 個人専用として使用する場合）
教養娯楽費	実費（短期・長期共 個人専用の新聞、雑誌および趣味的活動に要する物、希望者を募り実施する旅行等の場合）
預り金管理費	日額50円（長期 希望する場合）
健康管理費	実費（短期・長期共 インフルエンザ予防接種等を希望する場合）
電気器具使用料	一点1日50円（短期・長期共 テレビ等を持ち込みされた場合）
その他、利用者が負担することが適当と認められるもの	実費（短期・長期共）

※介護給付費体系の変更があった場合、利用料金を変更します。居住費・食費を含む他の実費負担となるものについては、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して、変更を行う日までに説明したうえで、金額を変更します。

ご家族の方へ

家族との交流は、入園者にとって何よりの心の支えとなっています。家族とご一緒に過ごす時の豊かな表情はかえ難いものです。また家族との外出や外泊は気分転換としても非常に有効です。お盆や年末年始に家族と共に暮らすことは、とても喜ばれることですから計画的に準備くだされば幸いです。面会時間は午前9時から午後5時までとなっております。外出、外泊は原則として自由ですが、送迎等は家族等でお願いします。この場合、必要ならば車椅子等をお貸ししますので申し出ください。特別の理由があり家族等での送迎が困難な場合も申し出ください。